

2. 都市づくりの計画

2-1 都市緑地

■都市緑地整備の目的

市民の日常生活にとけ込んだ緑地の整備を中心に、市街地における公園や街路樹等のネットワーク化を図る等、緑豊かな都市づくりを目指すことを目的とします。具体的には、敦賀港からJR敦賀駅に至るシンボルロード^{※80ページ参照}やそこから市役所の前を通り、総合運動公園等に至る道路を新しい顔づくりの道として、緑で覆われた街路樹等を整備し、市民にうるおいと安らぎを提供します。

また、不慮の災害に対応し、避難地としても活用できる防災機能を備えた公園緑地の整備に努め、市民の安全な生活への支援を図ります。

■緑地の配置方針

都市の歴史性を基調とし、市民の日常生活に融合した緑地を形成することで、将来に渡り豊かな市民生活を支援する観点から、以下の4つの方針を掲げます。

- 都市の風景を構成する海浜の緑や山林の維持保全（市民が家族連れで楽しめる場所づくり）
- 市街地の緑の基盤形成
- 水辺を活かしたアメニティづくり
- 緑豊かな都市形成に向けた市民活動の醸成

■緑地の保全方針

○緑地保全地区

本地区の指定は、市街地における緑地を確保し、市街地内の緑地化を誘導する性格を持ちます。緑地保全地区指定として、社寺林等を対象に、その指定について検討します。

○生産緑地地区^{※80ページ参照}

生産緑地地区の指定は、都市部周辺の優良農地を保全し、農地の持つ生態系を継承する趣旨があります。本市独自の緑地政策として適宜指定を検討します。

○条例等に基づくもの

「自然公園^{※80ページ参照}」「農振農用地」「河川区域」「保安林地域」「地域森林計画対象民有林」「名勝・天然記念物」「史跡等として扱える文化財」の法令や条例等に基づく地域制緑地指定は現行通りとします。

■都市緑化の方針

都市緑化の推進に向け、下記の事項を主な方針として、積極的に進めます。

○都市公園の緑化

都市公園の緑化は、以下の事項に配慮し、地域・地区の中心的な緑地の整備として推進します。

- ・公園への県木や市木等シンボル樹を導入
- ・水辺の特性域や歴史的な背景に留意
- ・延焼の遮断機能を有する樹林地の形成
- ・公園内の池等は、自然生態系の拠点緑化
- ・港湾地区の公園整備
- ・住区基幹公園機能の再整備

○道路の緑化

道路の緑化は、市街地を中心とする線形緑地形成、防災上の延焼遮断、沿道景観向上等に資する役割を考慮した整備を図ります。

○河川の緑化

市街地を流れる河川・水路は、都市内の貴重な水辺環境として位置づけ、水害等への配慮を施した上で、抽水域^{※81 ページ参照}における植生環境の維持保全と育成を図ります。

○官公庁施設の緑化

官公庁施設は、良好な市街地環境に寄与し、市街地内の緑化を誘導する積極的な緑化を図るとともに、花木等を活かした視覚的にも楽しめる緑化を検討します。

○その他の公共公益施設

公共公益施設は、本市における中心的な役割を担う施設であり、市民の日常生活に根ざした施設としての性格を考慮し、積極的な緑化を推進します。

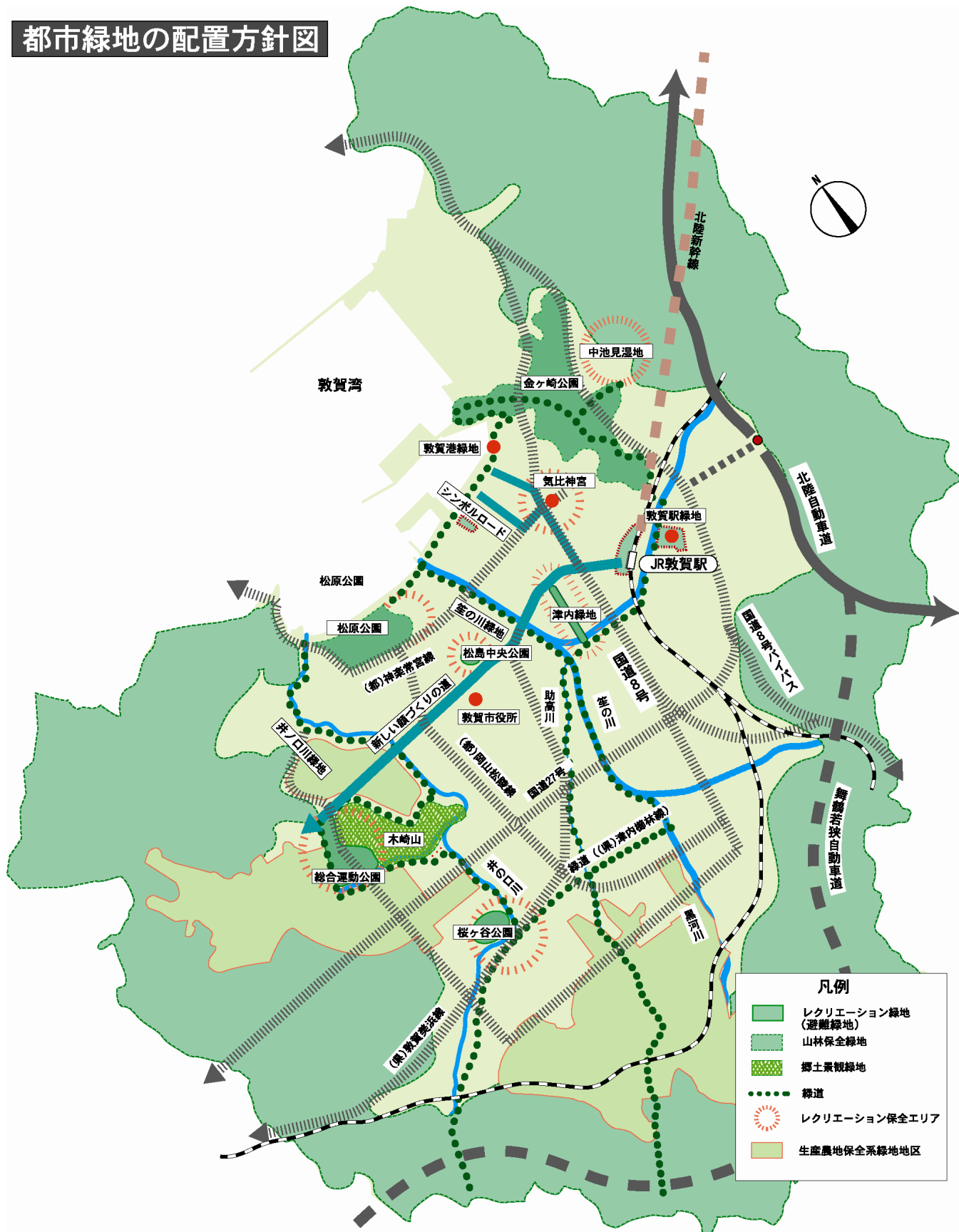
○民有地の緑化

民有地の緑化は、地区計画の活用、緑化協定の締結、市民緑地の設置、工場立地法に基づく緑地等の確保等、法的な根拠をもとにした緑化誘導を積極的に検討します。また、将来的には市街地の高度化利用地区に際し、公開空地や有効空地を積極的に設け、都市内の緑地創出に努めます。

○民間の参加、協力等の促進

都市緑化基金や公園協会、緑地管理機能等の都市緑化関係団体の育成助成等を活用し、民間緑化活動を誘導します。緑のグラウンドワーク等の導入を検討し、緑の愛護団体や住民活動の活性化に努めます。また、敦賀市独自の制度として、コミュニティ^{※80 ページ参照}自治区単位等を対象とした「美しいまちづくり」制度等があり、地域ぐるみの緑化活動を推進しています。顕彰制度等についてその制定を検討します。

都市緑地の配置方針図



2-2 都市景観

■都市景観形成の目的

敦賀市の歴史や立地特性を活かし、市街地を中心とした個性的なまちづくりを進めるにあたり、河川や都市軸等に対応した景観整備を行うことで、都市の魅力向上と市民が誇りを持てる市街地の形成を図ることを目的とします。

また、景観条例等に基づき、市民参加の中で共通のルールづくりに努めます。

■重点的に整備を検討する地区

敦賀市の市街地景観づくりにあたり、次の4つの地区に対して、重点的な整備を図ります。

○シンボルロード及び新しい顔づくりの道

シンボルロードや新しい顔づくりの道の沿線地区では、公園緑地計画での緑に覆われた緑道ネットワークの整備にあわせた建築物の形態や沿道緑化ルールづくりを図る等の施策を検討します。

○ポートサイド景観整備エリア

敦賀港を中心とした港湾地区を対象に、港湾整備事業等と連動した総合的な整備構想のもとで魅力的で活力あるポートサイド景観づくりを進め、敦賀市の象徴となる街区景観を創出します。

○歴史的景観整備地区

相生町周辺街区を対象に、地区の居住環境の改善と、歴史的な街並みの再構築を図り、敦賀市の伝統と特色を後世に継承することのできる街並み景観形成を図る。

また、本地区周辺における水際環境の再整備も検討し、魅力的で生活感あふれる景観整備を図ります。

○敦賀駅周辺地区

都市の玄関口となる敦賀駅周辺地区の都市整備に歩調を合わせ、地区に集積される都市機能と融合した都心部の景観づくりを促進します。

■景観づくりのゾーニング※81ページ参照

敦賀市の景観形成に向け、以下に掲げる6つのゾーンを設定し、個性と魅力あふれる都市景観形成を図ります。

○河川景観整備ゾーン

市街地を貫流する筈の川、井の口川、木の芽川等の河川並びに市街地内の用水路周辺の景観整備を図り、魅力的な都市景観形成を促進します。

○森林等緑地景観保全ゾーン

市街地周辺の山林や、気比の松原、天筒山等の森林景観を活かした都市景観づくりを推進します。

○農地景観保全ゾーン

優良な農地としての土地利用を促進する地区については、市街地周辺に位置する立地環境を考慮した農地景観づくりを図ります。

○都心軸景観整備ゾーン

シンボルロード沿線地区は、都心軸として都市の顔となる景観づくりを図り、都市のにぎわい創出と、魅力の向上に努めます。

○ベイフロント景観形成ゾーン

敦賀港を中心とした湾岸部は、地区の特性を活かした景観整備と、ロケーションを活かした景観整備を促進します。

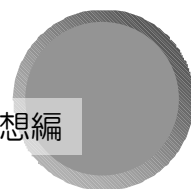
○文教景観形成ゾーン

運動公園を含む周辺地区は、短大や高等学校等が立地する条件を考慮し、市街地外縁部の文教地区として、それにふさわしい景観整備を図ります。

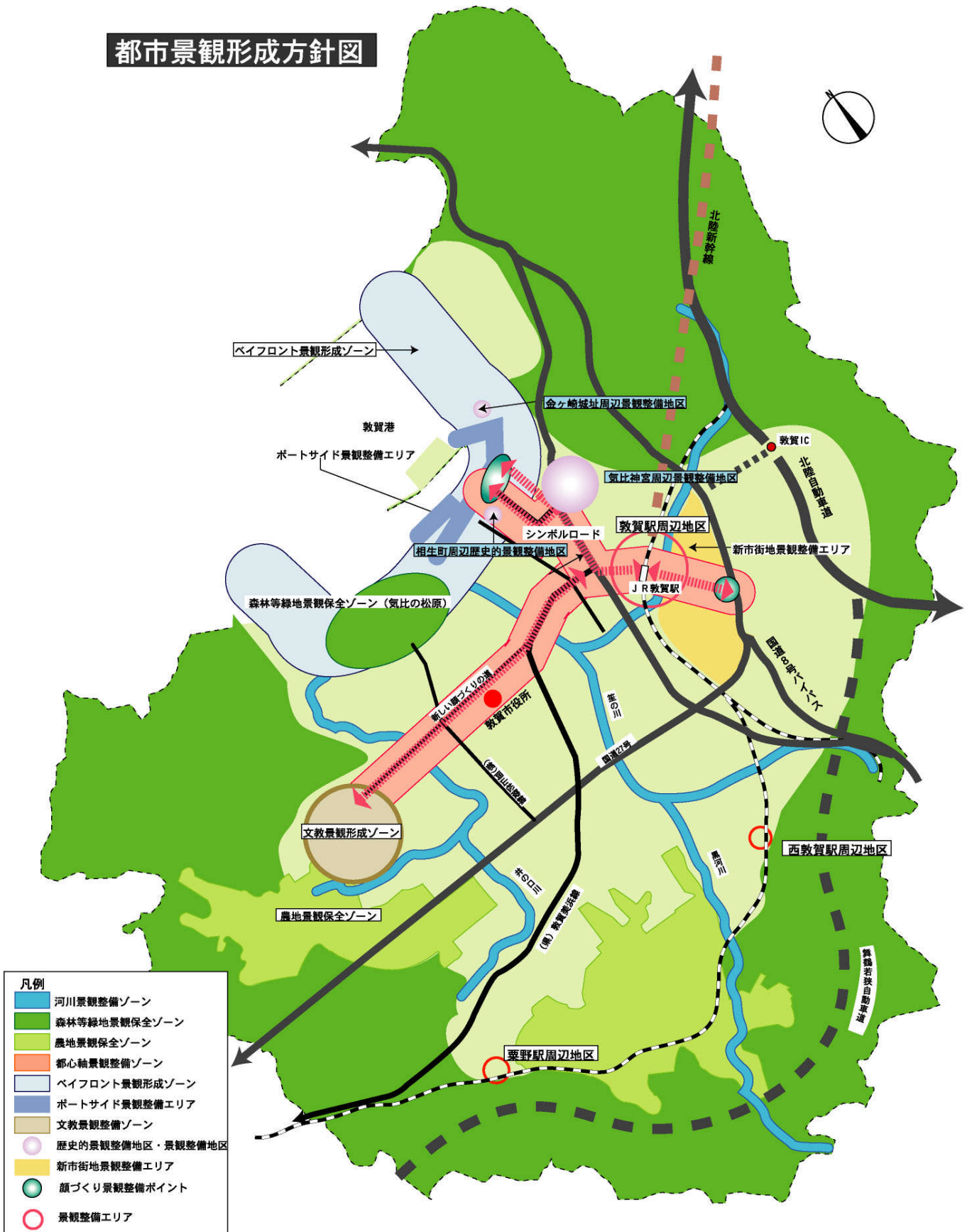
○その他の景観整備エリア

敦賀市における鉄道駅（敦賀駅、西敦賀駅、栗野駅）周辺を駅前地区景観整備エリアとし、拠点的な景観づくりを図ります。

また、河川と市街地内幹線道路の結節点は、橋詰環境等の整備を図り、河川や橋に付帯する都市景観づくりを促進する等、まちのアメニティスポット形成を図ります。



都市景観形成方針図



- 凡例
- 河川景観整備ゾーン
 - 森林等緑地景観保全ゾーン
 - 農地景観保全ゾーン
 - 都心軸景観整備ゾーン
 - ベイフロント景観形成ゾーン
 - ポートサイド景観整備エリア
 - 文教景観整備ゾーン
 - 歴史的景観整備地区・景観整備地区
 - 新市街地景観整備エリア
 - 顔づくり景観整備ポイント
 - 景観整備エリア

2-3 都市環境

■都市環境形成の目的

近年、都市の温暖化現象や酸性雨等に象徴される環境問題は、都市における快適性や衛生性等にも大きく影響を及ぼす課題であり、放置すれば都市個性の希薄化や市民生活への影響が懸念されます。

このため、環境負荷の低減を考慮した廃棄物等の処理やリサイクル等循環型社会の形成等に考慮し、都市環境の向上を図ることを目的とします。

■環境形成推進地区

敦賀市における快適な都市環境づくりを促進するため、以下の地区を環境形成推進地区とし、市街地環境づくりを進めます。

○臨海環境保全地区

敦賀湾沿岸地区の快適なベイフロント空間を維持するため、海洋汚染やゴミの投棄を防ぎ、景観整備や防災環境に配慮した環境保全を促進します。

○中心市街地環境整備地区

JR敦賀駅から敦賀港に至るシンボル軸および既成市街地を対象に、快適な都市活動を推進するための市街地環境整備を促進します。

中でも、阻害要因となっている駐車場や空き地、空家等についてはその修景や効率的で魅力ある利活用等を検討するとともに、防犯やバリアフリーなど福祉環境等の充実面も考慮し、安心・安全で使いやすい市街地環境を整備します。

■集約型都市構造への転換

敦賀市においては、商業機能のスプロール化（郊外への無秩序な拡大）によって、中心市街地への消費者の流れは減少し、衰退が進行しています。

少子高齢化など近年の社会経済情勢の変化や中心市街地の再活性化に対応するため、集約型の都市構造へ転換し、都市環境への負荷の軽減を図ります。

■環境保全に向けた取り組み

都市の快適性、安全性を目的とした環境保全対策として、以下の事項に対する検討を行います。

○市街地内及び隣接地区における工場の対策

市街地内及び隣接地区における工場については、集団的な移転の受け皿となる工場用地を確保することにより、事業の継続・発展に対応するとともに、居住環境の改善を図ります。また、工場及びその周辺域における化学物質の汚染監視体制を強化する等、安心・安全な都市環境の維持に努めます。

また、関係機関との連携のもと、工場や事業所などの排出ガスの規制や指導に努めるとともに、監視体制の充実を図ります。

既存の大規模工場周辺の地区は、工場周囲の緑地化等により、周辺との緩衝帯を設け、騒音や振動等の公害の廃絶に努めます。

○市街地内河川水質の浄化

市街地内を貫流する河川や水路の水質浄化を目指し、河川の水質浄化施設や排水環境の改善を図る等、清らかな清流の復活に努めます。

○下水道整備の促進

宅地化の拡大、人口密度、投資効果等に配慮しつつ、快適な都市環境を創出するため、公共下水道整備や集落排水施設の整備等を促進します。


○優良農地環境の保全

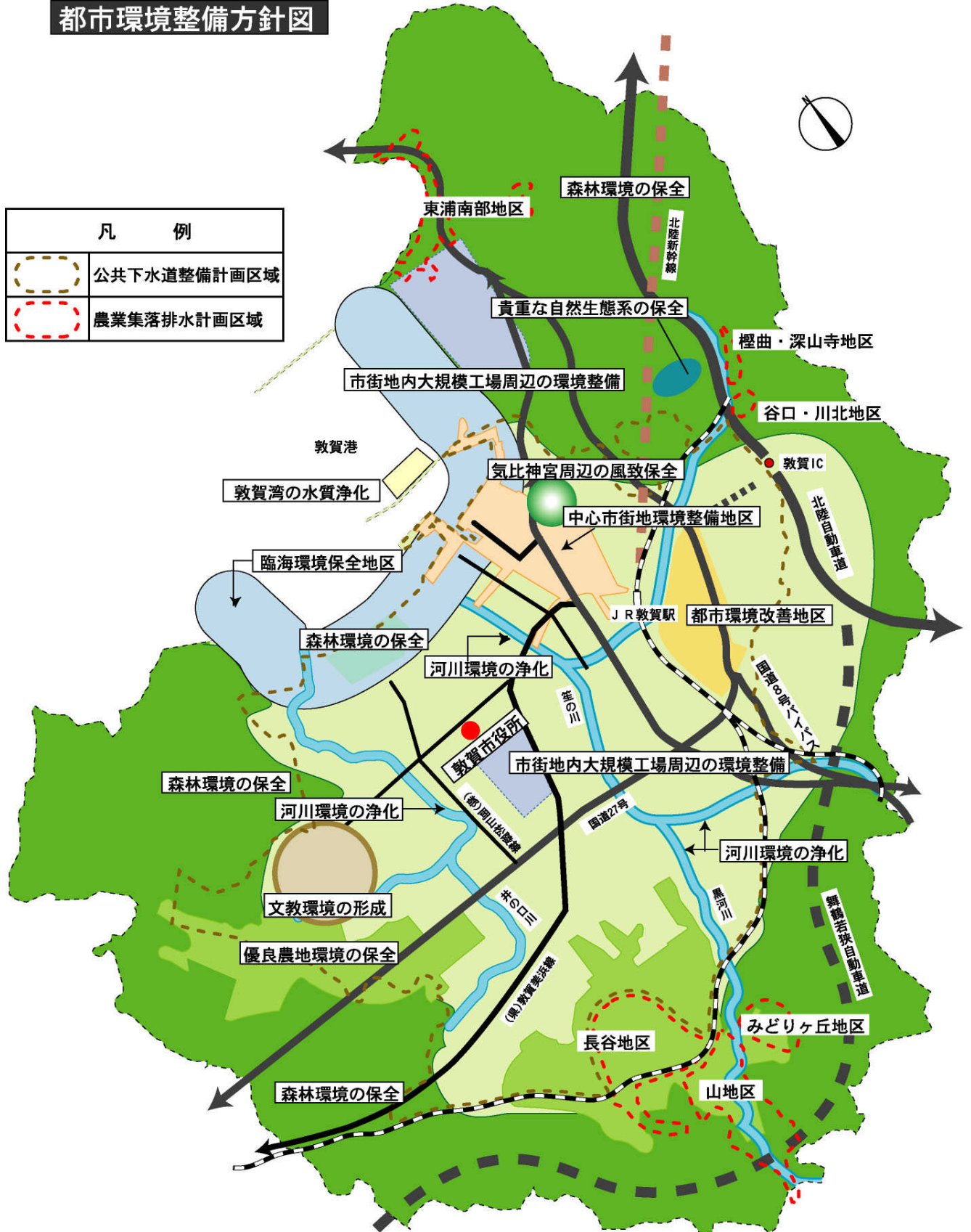
優良農地の荒廃を未然に防ぐことにより、農地のもつ多面的な機能が発揮されるよう維持します。また、これは伝統的田園景観の保全の意義を持っています。

○地下水の保全

都市の資源としての地下水の重要性は高く、地下水位並びに水質の保全を図るため総合的な地下水保全対策を推進します。

都市環境整備方針図

凡 例	
	公共下水道整備計画区域
	農業集落排水計画区域



2-4 都市防災

■都市防災整備の目的

都市の防災環境整備は、都市整備の基本となる安全性の確保に資するものです。

自然災害とそれに起因する人為的な災害の発生を最小限に食い止め、住民の安心と安らぎを得ることのできる都市づくりを図ることを目的とします。

■都市防災の基本方針

○災害に強いまちづくりの推進

都市の基盤整備を中心に、災害に強いまちづくりを促進します。

○災害時の対応強化

災害時の活動拠点として、防災センターに対策本部を設置します。対策本部では、情報の収集・伝達など災害時における業務を一体化し、災害に対し迅速・確実に対応します。

○防災情報ネットワークの整備

WiMAX^{※81} ページ参照やCATV等を活用した防災情報ネットワーク、FM放送等による防災情報提供体制などにより、防災センターを中心とする都市防災体制を強化します。

○自主防災活動の促進

NPO^{※81} ページ参照団体の育成や自主防災組織との連携体制を確立します。

○市民防災意識の啓発

誘導標識の設置や各自の避難場所の確認等、防災知識の周知徹底及び市民の防災意識の啓発を図ります。

○原子力発電所に対する安全な施策の展開

原子力発電施設の運転管理の監視を強化するとともに、オフサイトセンター^{※80} ページ参照を災害対策拠点として実効的な活用が図れるよう、施設の強化及び情報連絡体制の強化を促進します。

■施策内容

○都市の不燃化推進

市街地における密集過密な地区については、地区の不燃化を図るために、面的な整備の促進や道路・公園・緑地・河川等を利用した延焼遮断空間の整備を図ります。

○治水対策の推進

井の口川や笹の川等において河川改修工事や浚渫・草刈などの河川維持管理を行い、水を未然に防ぐ安全性の高い環境づくりを促進します。

○海岸保全

高潮や波浪による被害から海岸一帯を守るために、海岸保全施設整備事業を促進します。

○急傾斜地対策

急傾斜地や土砂災害警戒区域での崩壊防止対策等を強化します。

○住宅・建築物の安全性向上

建築物の耐震診断実施を促進し、市街地の耐震性向上対策を図るとともに、耐震性に優れた住宅・建築物の整備を推進し住宅建築物の安全性向上に努めます。

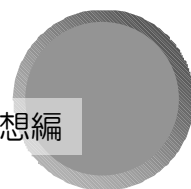
学校等公共施設の耐震性向上を図ります。

○防災公園等の整備

避難路ネットワークとリンクした防災公園の設置や公園緑地を活用した防災拠点を整備します。

○ライフラインの耐震性強化

電気・ガス・上下水道・電話等に代表される都市のライフライン^{※81 ページ参照}確保に向け、耐震性、耐火性の強化を図ります。





敦賀市防災センター



防災公園・市街地一体整備事業のイメージ